

松山商工会議所

新型コロナウイルス感染症 対応フローチャート

従業員さんや従業員の同居家族の方の調子が悪い
(熱や咳などの風邪の症状がある)

仕事を休み自宅療養するよう指示してください。
症状が重い場合はかかりつけ医に相談や受診するよう指示してください

症状が改善しない場合

- ・息苦しさ、強いだるさ、高熱などの強い症状がある
- ・発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く

以上のような場合は、
感染の疑い(※1)があります
速やかに**帰国者・接触者相談センター**に連絡するよう指示してください

自宅にて経過観察します。
企業に体調の報告をするよう指示してください。
症状がおさまれば勤務可能です

受診が不要の場合

帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぐ

089-909-3483
(土日24時間対応)

【企業の普段からの備え】

- ・コロナ対策責任者や担当者を決めます。また、感染疑い時の報告基準や報告ルートを決めておきます
- ・陽性者が出た際の对外公表の方法や監督当局などへの報告基準を確認しておきます
- ・労使にて特別休暇や手当、在宅勤務について協議し、安心して休める環境を整備しておきます
- ・消毒作業をお願いできる清掃業者を探しておきます
- ・日々の消毒作業を励行するとともに、消毒用薬剤などを備置しておきます
- ・BCP(事業継続計画)の策定も検討してください

※1 「感染が疑われる場合」とは

保健所などが医療機関の受診が必要と判断する場合で、要件は以下のとおり(愛媛県のHPより)

- 1.発熱または呼吸器症状があり、新型コロナウイルス感染症であることが確定した方と濃厚接触歴がある方
- 2.37.5度以上の発熱と呼吸器症状があり、発症前14日以内に「WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域」に渡航または滞在していた方
- 3.2に該当する方と濃厚接触歴がある方
- 4.発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師の集中治療が必要であり、特定の感染症と診断することができないと判断し、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要する方

※2 「濃厚接触者」とは

国立感染症研究所によると、「患者(確定例)」「(無症状病原体保有者)を含む。以下同じ。」の感染可能期間(発症した2日前から隔離開始まで)に接触した者のうち、次の範囲に該当する者を指す

- ・患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ・適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他: 手で触れることが出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)

<本人>
保健所から指定された医療機関を受診します。PCR検査等の結果が判明するまで自宅にて待機します。

→PCR検査等を受検しなかった場合にも、医師の指示に従ってください。

- ・従業員さんの**2週間の行動履歴**を把握します
※接觸した人物や3密の場所への出入りなどを確認してください
- ・「**みなし濃厚接触者**」を特定します
- ・事務所・営業所等の**消毒**(※3)を検討してください

→「**みなし濃厚接触者**」に該当する自社従業員さんに連絡し、自宅待機等を指示してください
→取引先等が「**みなし濃厚接触者**」に該当する場合は連絡を検討してください

<企業>
「**みなし濃厚接触者**」の特定の目安

- ・同居家族の方
- ・感染可能期間(発症2日前以降)に、手で触れるこができる距離(目安:1メートル)で、マスクの着用なしで従業員さんと**15分以上接触**があった方
- ・従業員さんの**前および両隣の席**の方
- ・従業員さんの**直属の上司や部下**の方

「**みなし濃厚接触者**」(濃厚接触者のおそれがある者)
...企業が判断します
「**濃厚接触者**」.....陽性判定後に保健所が該当するか判断(※2)します

陰性の場合

<本人>
陽性判定者の**濃厚接触者**に該当し発熱等の症状がある場合

非該当

復調後、勤務再開してください

該当

最終接觸日の翌日から2週間程度自宅待機(※)してください

<「**みなし濃厚接触者**」>
通常勤務可能です

(※)自宅待機期間中、隔離された状態でテレワークができるような環境・体制整備も検討してください

※3 「消毒」について

- ・PCRの結果判明に時間を要し、判明するまでに当該従業員が勤務していた事業所や営業所を不特定多数の人が利用する場合、業者または社員による簡易消毒を望ましい。陽性が判明した場合、業者による消毒を実施する(必要であれば保健所に相談する)
- ・業者による消毒を実施する場合、専門業者(清掃業者)に直接連絡し、対応可否を確認する

＜自社で簡易消毒を実施する場合＞

- ・大掛かりな消毒は不要(服装はマスク・手袋着用のみOK)
- ・当該従業員が触れた場所を消毒剤(アルコール(濃度60~95%)あるいは0.05%次亜塩素酸ナトリウム)にて清拭し(噴霧はウイルスが飛散するためNG)、作業後、流水・石鹼または速乾性擦式消毒用アルコール製剤により手を洗う
- ・当該従業員が使用した職場のコップ等は洗浄または漂白する
- ・当該従業員がいた場所の床は濡れたモップや雑巾による清拭を行う。明らかに本人の体液が存在している場所は広めに消毒する

陽性の場合

<本人>

- ・事業所に陽性であった旨を連絡してください
- ・医師・保健所等の指示に従ってください

<企業>

- ・保健所に相談のうえ、専門業者等による**消毒**(※3)を実施してください
- ・一般向けに周知が必要な場合は、保健所等に相談しプレス発表やHPでの公表などを検討してください
- ・コロナ対応のBCP(業務継続計画)を策定している場合は実行してください

<「**みなし濃厚接触者**」>

- ・保健所が「**濃厚接触者**」となる対象について調査します

「**濃厚接触者**」に該当しない

「**濃厚接触者**」に該当

・「**濃厚接触者**」に該当されなかった旨を企業に連絡してください

- ・企業は、濃厚接触が明らかな場合、最終接觸日の翌日から2週間程度、自宅待機(※)となります
- ・自宅待機期間終了後、発症しない場合は企業の許可を得て出勤可能となります

・「**濃厚接触者**」とされた旨を企業に連絡してください

- ・医師・保健所等の指示する期間中、自宅待機(※)となります
- ・自宅待機期間終了後、発症しない場合は保健所等に確認のうえ出勤可能となります

発熱等の症状がある場合

医師・保健所等の指示に従い、必要に応じて
医療機関を受診してください